第十二条第一項中「第三号」の下に「及び第四号」を加え、同条第二項に次の一号を加える。
七　特区法施行令第七条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定を取り消されたとき。
第十六条中「法第十八条の九第一項に規定する」を削る。
第二十二条の五中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。
二十一　特区法（第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）
第二十二条の八第二号中「第二十二条の五各号」の下に「（第二十一号を除く。）」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。
二　特区法（第十二条の四第七項の規定に限る。）
三　特区法第十二条の四第八項において準用する法
第二十五条の七第一項第二号中「及び第十一号から第十九号まで」を「、第十一号から第十九号まで及び第二十一号」に改める。
第二十五条の十二第一項に次の一号を加える。
五　第二十二条の八第二号及び第三号に掲げる法律
第二十五条の十二第二項第二号及び第二十七条の十一第二項第二号中「第二十二条の五各号」の下に「（第二十一号を除く。）」を加える。
第三十五条中「及び第十二号から第十九号まで」を「、第十二号から第十九号まで及び第二十一号」に改める。
第三十五条の五第六号中「及び第十九号」を「、第十九号及び第二十一号」に改める。
第三十六条の二第三号中「及び第十二号から第十九号まで」を「、第十二号から第十九号まで及び第二十一号」に改める。
（生活保護法施行令の一部改正）
第三条　生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。
第四条の二中第二十八号を第二十九号とし、第二十七号の次に次の一号を加える。
二十八　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）
第四条の三第二号中「児童福祉法」の下に「（国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する場合を含む。）」を加え、同条中第三十一号を第三十二号とし、第三十号の次に次の一号を加える。
三十一　国家戦略特別区域法（第十二条の四第七項の規定に限る。）
（都市公園法施行令の一部改正）
第四条　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。
第十四条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号を次のように改める。
一　次に掲げるものについては、十年
イ　法第七条第一号から第三号まで及び第十二条第一号から第五号までに掲げるもの
ロ　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の二第一項に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保育所等施設（同項に規定する保育所等施設をいう。）
（租税特別措置法施行令の一部改正）
第五条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。
第三十七条第二項中「第二十条」を「第二十一条」に改める。
（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）
第六条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」を「、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）」に改める。
第十四条の二及び附則第三条中「及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律」を「、再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び国家戦略特別区域法（第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）」に改める。
（介護保険法施行令の一部改正）
第七条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。
第三十五条の二中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号の次に次の一号を加える。
二十六　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）
第三十五条の五第二号中「児童福祉法」の下に「（国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する場合を含む。）」を加え、同条中第二十九号を第三十号とし、第二十八号の次に次の一号を加える。
二十九　国家戦略特別区域法（第十二条の四第七項の規定に限る。）
（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）
第八条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。
第三十五条の二中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号の次に次の一号を加える。
二十六　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）
第三十五条の四第二号中「児童福祉法」の下に「（国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する場合を含む。）」を加え、同条中第二十八号を第三十号とし、第二十七号の次に次の一号を加える。
二十八　国家戦略特別区域法（第十二条の四第七項の規定に限る。）
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）
第九条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。
第二十二条第一項に次の一号を加える。
十五　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）
第二十六条第一項第三号中「第二十二条第一項各号」の下に「（第十五号を除く。）」を加え、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。
三　国家戦略特別区域法（第十二条の四第七項の規定に限る。）
四　国家戦略特別区域法第十二条の四第八項において準用する児童福祉法
第二十六条第二項第二号中「第二十二条第一項各号」の下に「（第十五号を除く。）」を加え、同項第三号中「第三号」を「第五号」に改める。
第二十六条の十六第一号中「第二十二条第一項各号」の下に「（第十五号を除く。）」を加え、同条第二号中「第三号」を「第五号」に改める。
第三十八条中「及び第十三号」を「、第十三号及び第十五号」に改める。
第四十二条第二号中「第三号」を「第五号」に改める。